

意見聴き取り調査票

(一般社団法人福島県建設業協会)

1 総合評価方式について

(1) 県の総合評価方式において、入札参加者の技術力や地域貢献度を評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。

- 当協会としては、特別簡易型は地域に密着した工事が主であることから、地元企業が受注しやすい評価項目とすることが必要と考えており、従前から施工能力や工事成績など本業での企業努力、およびボランティア活動や災害時対応など地域への社会貢献に重きを置き、評価されるべきと考えている。
- その中で、特に評価すべき項目としては、入札参加者の所在地および営業年数、雇用の維持・確保ではないか。その理由としては、長年、営業活動していること、地域住民からの信頼が得られていること、地域の特性や実情等を把握していることに加え、適切かつ円滑な工事施工および除雪・維持補修が可能であるとともに、地域の危機管理産業として災害時の迅速な対応が期待できるからである。また、地域の雇用の受け皿となってきたことは、地域社会に対する大きな貢献である。
- そのほか評価すべき項目としては、現在、建設業界では若年入職者の確保が最重要課題となっている。このことから、建設業の将来を担う人材確保に資する取り組みが評価されるべきと考える。例えば、小中高生等に建設業の魅力や遣り甲斐などを伝えるための現場見学会の実施や職場体験実習の受入などを継続的に行っている企業を評価すべきではないか。
- なお、現在の特別簡易型の配点項目は①企業の技術力（3.5点）、②配置予定技術者の技術力（1.0点）、③企業の地域社会に対する貢献度（5.5点）の10点満点となっているが、企業規模や地域特性により有利になる企業と不利になる企業があるため、評価項目および配点の見直しのみでは限界がある。よって、画一的な評価項目とならないよう発注者が地域性や企業実績などの工事特性を考慮して評価項目を設定する仕組みを検討すべきである。

(2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

- 特別簡易型は、加算点数が固定化され、規模の大きな企業ほど評価を得やすい実態があり、小規模な企業は事前に落札できないことが判るため、入札に参加しない状況となっている。よって、総合評価方式の対象工事の金額を引き上げ、総合評価方式を実施しない工事については指名競争入札を導入すべきである。
- 低入札による不当廉売は産業全体をひっ迫させ、労働者や下請業者、資材業者へのしわ寄せなどにより、工事の品質低下や安全管理の不備などにつながるリスクの増大が懸念される。よって、低入札価格調査は、新技術や新工法などを駆使してのコスト縮減を図ったもの以外は失格とするか、国土交通省のような補足資料請求による厳格な審査を徹底してほしい。
- 災害時出勤実績および除雪・維持補修業務の実績の項目は、当該工事箇所と同一の市町村内の実績にしてほしい。
- ボランティア活動など、その精神に基づく活動を加点の対象することは良いが、単に加点のみを目的とした活動は対象とすべきでない。
- 障がい者雇用の実績の項目は、法定義務のない企業があるので、評価項目としては問題がある。
- 配置予定技術者は、入札書の提出から落札者の決定まで拘束され、この間、他の入札に参加できない状況にあることから、入札期間の短縮を求める。
- 施工体制事前提出型は、公告から入札・契約までの期間が長いことから、協力会社としては受注予定が立てづらく、書類づくりが煩雑であるなど、提出日までの下請契約を締結することは困難な状況にあるので、廃止もしくは期間短縮および書類の簡素化を求める。
- 良質な公共工事を市場の適正価格で、かつ地域に根ざした企業が受注する仕組みづくりを構築するため、引き続き現行制度の検証を含め、社会・経済情勢の変化や建設市場の環境変化等に応じて、適宜・迅速に不断の改善・見直しを行うことを今後も期待する。

2 元請・下請関係の適正化対策について

平成26年度下請状況実地調査において、下請負報告書の記載と異なる事業者に施工させていた事例や、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況を改善するため、どのような取組みをされていますか。

- 会員実態調査の結果から、会員企業に関しては、本事例は極めて稀なケースと受け止めている。
- 下請報告書と違う業者の施工については、発注者と元請の変更契約の遅れが、下請会社との変更契約の不備につながるのが要因と考えられる。
- 対策として、下請施工着工前に再度施工体制の確認を行い、報告書との相違を確認すること。工事着手は、下請契約完了後にすることを徹底することが重要であるとする。

3 入札不調について

(1) 技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。

- 技術者の確保のため、ハローワーク、知人、求人誌などを通じて求人活動を行っている。さらに、作業員確保のため協力会社を通じて県外業者の応援を得ているが、容易に集まらない現状がある。
- 技術者の待遇改善、有給休暇の取得率向上、週休2日制の完全実施など、働く人の立場に立ったより良い職場環境づくりが求められることから、フレックス工期の活用、発注時期の平準化、適正工期の設定等が必要である。
- 中・長期的な人材確保の観点から当協会では、若年者入職促進のため、建設系高校の現場見学会やインターンシップを実施し、さらに、小・中学生の体験型現場見学会の開催などを通じ低年齢層や保護者、先生方にも魅力ある建設業のアピールを行っている。
- 現在、当協会として、建設業の人材確保・育成にかかわる地域の総合工事業団体および専門工事業団体、教育訓練施設、教育機関、行政機関からなる検討会を設置し、将来の担い手を確保・育成するための検討を行っている。
- 技術者等の育成には、ある程度の経験年数が必要であるが、現状ではそれを企業がOJTで行うにも限界（時間・経費・人員）があることから、地方にも若い技術者および技能者を育成する建設業専門の公的な職業教育訓練機関の設置が必要である。

(2) 県では災害等緊急随契、現場代理人の常駐義務の緩和、総合評価方式（復興型）の新設などの入札不調対策を講じているところですが、何が不調対策に有効と思われるかお聞かせください。

- これまでに、様々な入札不調対策を講じていただき、不調件数が減少していることから、一定の効果が出ていると考えている。
- 入札不調は、小規模工事や現場採算性に合わない工事（河川災害復旧工事、橋梁維持補修工事など）が多いため、現状に見合った条件での積算、さらに標準歩掛での積算ではなく、それぞれの現場に適した単価、歩掛、見積及び工法での設計積算が有効である。
- 除染業務がある程度の収束を迎えれば、作業員不足の状況も改善されることが考えられる。特に、型枠・鉄筋工などの労務単価については、実勢単価との乖離があるため、更なる単価の引き上げが有効である。
- 配置技術者の雇用条件の緩和措置については、復興関係工事のみで適用されているが、復旧・復興工事の加速化や監理技術者等の有効活用の観点からも、通常工事についても適用することが有効である。
- 配置予定技術者の予定に支障を来たさず、今後の企業の受注計画が立つように、事前の工事調整や当初設計図書の精度アップを図ることにより、工期の延長をなくすことが有効である。

(3) 県発注の工事において、工事施工の平準化及び適正工期の設定について御意見をお聞かせください。

- 工事施工の平準化及び適正工期については、作業員の年間を通じた労働力及び機械の有効活用の観点から重要なところであるが、単年度会計の原則により年末から年度末に工期の集中が多い。
- また、用地未取得部分や支障物件（電柱等）等があり、工事着手出来ないケースや工期延長が認められない場合も多々あることから、これらの問題を解決してから発注していただきたい。
- 冬期間で施工が厳しいと思われる舗装工事、コンクリート工事等については、発注時期を考慮していただきたい。また、年度末近くの発注については、工期の繰り越しを柔軟に対応していただきたい。
- 改正品確法を踏まえ、年度始めの公共工事の端境期を解消するため、ゼロ国債、ゼロ県債、複数年契約、繰越し制度等を積極的に活用し、工事の発注を前倒しすることなどにより、平準化を図っていただきたい。

4 電子入札・電子閲覧について

(1) 県では、電子入札・電子閲覧について一部の実施に留まっているところですが、他県等と同様に本格的に実施していくことについて、御意見等があればお聞かせください。

○電子入札・電子閲覧に賛成です。特に電子入札は更に運用拡大を検討いただき、電子閲覧では全工事での実施に加え、閲覧でテキストを組み込んだPDFデータとしての提供と一括保存ができるようお願いしたい。

○本年6月1日よりシステムの稼働時間が、午前8時から午後10時までに拡大されましたが、早期に土日祝祭日も閲覧可能な24時間体制の運用を実現いただきたい。

(2) 電子入札・電子閲覧の普及・啓発を図るため、貴協会ではどのような取組みを行っていますか。

○毎年、「福島県版電子納品ガイドライン研修」、「福島県版CADガイドライン研修」、「CAD操作基礎研修」、「デジタル写真管理研修」、「福島県版電子納品支援研修」を開催し、県の電子納品のみならず電子入札・電子閲覧等の最新情報の提供を随時行っている。

5 品確法等三法改正について

(1) 建設工事の担い手の育成・確保のため、どのような取組みをされているかお聞かせください。

- 担い手の育成については、社内勉強会の開催や外部講習会への参加、資格取得のための支援や資格取得後の手当支給、経験豊かな技術者の下でのOJT教育や専門機関での教育(OFF-JT)など、企業ごとに様々な取組みを実施している。
- 担い手の確保については、ハローワークや大学等への求人票提出、その他就職支援事業への参加、インターンシップの受入、小中高生を対象とした現場見学会等の実施、建設業の正しい理解増進や遣り甲斐・魅力などを発信するためのラジオ(AM・FM)番組の放送、地域イベント時に建設業のPR活動を行っている。
- 入職者が魅力を感じられる賃金や勤務実態に応じた休日の設定、社会保険への加入促進など福利厚生と処遇改善に、業界全体として取り組んでいる。
- 地域建設業における担い手の育成・確保を図るためには、今後の公共事業の計画的かつ安定的な事業量を確保が不可欠であり、その見通しを早期に示すことが重要である。このため、全国および東北の関係団体と連携して国等に働きかけている。

(2) 国土交通省では、一次下請業者についても原則として社会保険加入業者に限定していますが、本県においてもそのように限定すべきとお考えですか。

- 建設労働者全体の労働条件の向上および建設業の将来の担い手確保のため、加入義務のある業者が社会保険に加入するのは当然のことである。
- 国土交通省の発注工事は大規模なものが多く、実質的に少人数の一次下請業者が関わることは少ない。一方、県発注工事は、地元業者の活用から小規模な業者も対象となり、現段階で限定することは困難と考えられる。しかし、建設業界の将来を考えれば、工事に支障を来たさない範囲で段階的に限定して実施すべきと考える。
- 社会保険未加入対策については、特に建築工事の専門工種で小規模な業者が多く存在するなど、加入義務のない個人事業所や個人事業主が多数存在することを考慮する必要がある。また、下請企業が法定福利費を内訳明示した見積書を提出することや年間を通して働けるように工事の平準化を図ることなどにより、加入促進に繋がるのではないかと考える。

(3) 品確法等三法改正を踏まえ、発注者に対する御意見があればお聞かせください。

○改正品確法の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、およびダンピング防止等が明示されている。特に、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準・最低制限価格の適切な設定、計画的な発注、適切な設計変更など、発注者の責務を明確にした「発注関係事務の運用に関する指針」が本年4月から本格運用となっているので、運用指針に基づき実施してほしい。

○県および市町村の発注担当者が、改正品確法の趣旨を確実に理解するとともに、適正利潤を確保するため、受注時に係る入札制度および施工に対する設計変更ガイドラインの両面での適切な対応をお願いしたい。特に県内市町村に対しては、適正な利益の確保を阻害する歩切り根絶や適切な設計変更などを実行するための環境づくりをお願いしたい。

6 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

○地域密着型工事を地元企業が受注できる環境整備として、現行制度で3千万円未満の工事を対象に抽出実施している特別簡易型案件のうち、地域密着型工事に限定して指名競争入札を一部併用とし、発注者が総合的に判断して選択できるようにしてほしい。

○入札参加者 50 者とする地域要件は、平均参加者数の実態と大きく乖離しているため、見直ししてほしい。

○舗装工事の地域要件について、地域を支える地元企業の受注機会を確保する観点から管内を設け、金額範囲を引き上げてほしい。

(舗装工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
2千万円以上	県内	3千万円以上	県内
5百万円以上2千万円未満	隣接3管内	5百万円以上 3千万円未満	管内
5百万円未満	隣接3管内	5百万円未満	管内

○総合評価方式の標準型において、高度な技術などを含む技術提案を求めた場合、予定価格を超えた金額でも契約可能となるような、柔軟な契約制度（上限拘束性の撤廃）を検討し国に要望してほしい。

○入札結果の公表は、「議会の決議が必要な契約以外の契約については、契約締結後1週間以内に公表」とあるが、施工計画および技術提案の評価結果については、次の入札の参考とするため、決定後の公表を待たずに照会すれば自社の点数は開示してほしい。

○今後の仕事量の減少により、競争の激化が懸念されることから、最低制限価格の引き上げ、および低入札価格調査制度の失格基準を国と同水準にしてほしい。

(低入札価格調査制度における失格基準)

工事費目	県の数値	国の数値
直接工事費	—	0.95
〃 (5千万円以下)	0.95	—
〃 (5千万円超)	0.90	—
共通仮設費	0.90	0.90
現場管理費	0.75	0.80
一般管理費	0.50	0.55

・現場管理費

工事を監理するために必要な経費（例：現場に常駐する社員の給与、労務者の交通費、外注経費、安全訓練費、労災保険等の法定福利費）

・一般管理費等

会社の本支店での必要経費、試験研究費、公共事業としての適正利益

※国の数値（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）

○地域建設業が、今後とも地域の危機管理産業の担い手として、地域建設業の健全な経営により持続発展を図るため、公正で透明性が高く、適正な競争性を有する、より良い制度構築に取り組んでほしい。